



神奈川県 消防設備会報

第27号 平成24年8月



洒水の滝

財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>

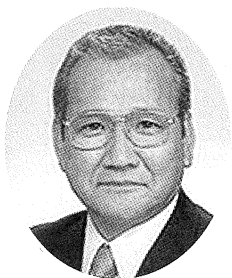
消防設備会報 8月号 目次

理事長のあいさつ 西津英二	1
表彰の栄誉に輝いた方々	2
特報・平成24年2月以降の神奈川県会計局調達課所管の消防設備保守点検業務契約に 「労働関係法規遵守状況調査」実施	3
寄稿・消防機関から 福山市ホテル火災に伴う立入検査と火災予防について 小田原市消防本部 予防課長 長谷川幹雄	4
寄稿・業界通信 大規模震災におけるスプリンクラーの破損と水損被害について ～水損被害から財産を守る新しいスプリンクラー設備の提案～ ニッタン株式会社営業推進部 窪寺 眞孝	6
平成24年度第1回理事会の概要	8
平成23年度事業の実施結果概要	8
役員の改選	14
平成24年度事業の概要	16
平成23年度消防設備士等試験実施結果 危険物試験結果	19
寄稿・点検現場からの報告 医療法人社団 景翠会 金沢病院グループ 介護老人保健施設ふるさと 事務長・理事 藤原 俊明	21
点検済表示制度の推進キャンペーン	22
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	23
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	24
通知・通達等	28
(財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表	29
新規会員のご紹介	30
編集後記	30

表紙：洒水しやすいの滝

山北町にある洒水の滝は、日本の滝百選、全国名水百選に選ばれている名瀑です。毎年7月の第4日曜日の「洒水の滝祭り」では、信者による水行、洒水太鼓、滝不動尊境内での火祭りが行われます。また、山北駅から鉄道公園（桜の名所です）を通り、山道を登り、山頂にある河村城址歴史公園（山北町が見渡せます）を下り洒水の滝へ行く約1時間45分のコースは「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれました。

(写真提供：(公社)神奈川県観光協会)



理事長のあいさつ

財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

当協会の業務運営につきましては、会員の皆様、そして行政機関、関係団体の皆様にひとかたならぬご支援と、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて昨年の3月11日のマグニチュード9の地震そして大津波さらに原発事故の東日本大震災により被災され、現在も避難生活を送り、あるいは、生活を破壊され、苦悩の闇の中におられる皆様方に対し、心よりお悔やみ申し上げます。

こうした自然災害や火災・事故に対しては、日常生活や業務上において常に防災を根本においた意識・思想の涵養が第一であります。それも、日々の生活の中で、決してその態勢に足元をすくわれない、確固とした防災意識が必要であります。今回の東日本大震災で、「釜石の奇跡」と言われた群馬大学大学院片田敏孝教授の災害社会工学の視点は、まさにその典型であるように私は、思います。

当協会の目的である、地域社会における火災の予防のための消防用設備等の適正な設置・維持管理の推進という原点についても、同様なことがいえます。起きないかもしれない火災に対しては、ともすれば利益重視の視点から、その保守点検について、安易な方法に陥る危険があります。経営者としての良心を今こそ発揮し、業界全体の向上に資するようお願い申し上げます。

平成21年より始めた点検推進指導員の立会制度により、摘出した保守点検の問題点と密接に関係する入札制度の問題点の改善が実を結び、本年より横浜市にあっては「最低制限価格の導入」神奈川県にあっては、「労働関係法規遵守状況調査」が、保守点検委託業務の入札でとりいれられました。

景気動向が、相変わらず不明瞭ななか、行政機関に対しての要望が実を結んだことは、適正な業界活動の普及のための第1歩になるものであると確信しております。

いかなる業界であろうとも、社会の中で経済活動を発展させてゆくには、業界としての公正な競争が不可欠であり、なにより、各業者一社一社のコンプライアンスに基づいた活動が必要です。

本年は、業界活動の繁栄をめざして、引き続きさらに会員の皆様と、今迄以上に手を携えて、発展させてゆく決意でございます。

表彰の栄誉に輝いた方々

第11回 協会理事長表彰

財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理、及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った者又は適正な業務の推進に尽力した者等に対し、理事長表彰を行います。

平成13年度に表彰制度を創設し、平成24年3月21日「第11回 理事長表彰」を行いました。表彰の基準は、次の各号のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- 2 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- 3 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

今回の「第11回 理事長表彰」にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

- ・表彰式日時 平成24年3月21日（水） 11時半～12時
- ・場 所 メルパルクYOKOHAMA
- ・受賞者（順不同、敬称略）

網代 正太郎（株式会社網代防災設備 代表取締役）
石原 新一（株式会社石原電気商会 代表取締役）
置鮎 龍雄（株式会社O d a b o u 代表取締役）
金子 繁夫（株式会社金子工業所 代表取締役）
工藤 修（株式会社赤塚防災設備 代表取締役）
梶野 眞二郎（株式会社ハマ防災 代表取締役）
内藤 好彦（金沢電設綜業有限会社 代表取締役）
本山 秀夫（株式会社東横防災商事 代表取締役）
吉田 守（山王総合株式会社 業務部部长）
八生設備株式会社（専務取締役 太田 雅人）



特報

平成24年2月以降の神奈川県会計局調達課所管の消防設備保守点検業務契約に「労働関係法規遵守状況調査」実施

会報26号特報でお知らせした、消防設備保守点検業務委託の横浜市の最低制限価格の導入に続き、神奈川県では、標題にあるように「労働関係法規遵守状況調査」の実施を決定しました。

消防設備保守点検業務委託（営業種目「消防施設保守管理委託」で入札を行う業務）における労働関係法規遵守状況調査の実施について

神奈川県会計局調達課

神奈川県では、本年2月以降に実施する平成24年度契約案件の消防設備保守点検業務委託の入札において、一定の落札率を下回った額で契約を締結した者に対し、会計局調達課が委託標準契約書第7条（労働関係法規の遵守条項）に基づき、業務履行における労働関係法規遵守状況について調査（以下この調査を「委託業務履行における労働関係法規遵守状況調査」といいます。）を実施することとし、この調査に協力することを入札要件とします。

1 委託業務履行における労働関係法規遵守状況調査の実施概要

- (1) 調査対象とする入札
平成24年2月以降に実施する平成24年度契約案件の「消防設備保守点検業務委託」の入札
- (2) 調査実施主体
会計局調達課が実施します。
- (3) 調査価格の率
調査対象となる案件の価格の率は、予定価格の3分の2とします。
- (4) 調査内容
 - ア 落札後（契約時）調査
会計局調達課に積算内訳書、理由書、業務実施計画書、作業実施体制等の書類を提出していただくとともに、ヒアリングを実施します。
 - イ 年間調査
契約期間を通じ、業務従事者への賃金支払い状況や労働保険料の納入状況等の報告をしていただくとともに、必要に応じて、会計局調達課がヒアリングを実施します。

2 その他

予定価格の3分の2を下回った場合には、発注者が特に調査を必要と判断するときは、この調査とは別に、入札の処理を保留し必要な事項を調査するとともに、入札者に業務の確実な履行や入札内訳書の詳細を確認する場合があります。

問い合わせ先

神奈川県会計局調達課 資格審査グループ 片寄、佐藤
電話 045(210)6721

平成24年神奈川県に対し要望書提出

平成24年7月23日、消防用設備等点検済表示管理委員会小委員会開催後、神奈川県知事に対し、5協同組合連名で、要望書を提出いたしました。

その要点は、

- 1 労働関係法規遵守状況調査の結果を踏まえ、最低制限価格の導入を図ること。
 - 2 調達課所管以外の消防設備等の委託業務について調査し、適正な実施が行われるよう責任を持って指導すること。
- 等であります。

消防機関から

福山市ホテル火災に伴う 立入検査と火災予防について

小田原市消防本部

予防課長 長谷川 幹雄

平成24年5月13日の日曜日の早朝に広島県福山市のホテル火災により死者7人、負傷者3人の人的被害が発生しました。ニュースの映像ではホテルの外観を映し出していましたが、窓の内側に合板のようなものが貼り付けてあり、消火の妨げになるのは勿論のこと、宿泊者が最後に助けを求める唯一の開口部が塞がれていました。開口部が無いことから排煙もできない状況となり、早い段階で避難のチャンスを失ったのではないのでしょうか。後に報道されたところによると、死因が一酸化炭素中毒であったことは密閉状態に近い状況を考えればうなずいてしまいます。さらに死傷者の年齢が比較的若いことを考えると、身体能力を十分備えた人たちであるにもかかわらず亡くなられてしまったことは一酸化炭素中毒の恐ろしさを伺わせるものです。

ホテル経営者は、今後大きな代償を生涯背負っていくことになるものと思いますが、亡くなられた人たちの苦しみと人生半ばで生涯を閉じることになってしまった無念を思うと言葉では言い尽くせない思いであり、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本火災を受け消防庁予防課長から「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」(消防予第181号)が翌14日にいち早く発出され、さらに16日には「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」(消防予第188号)が発出されました。当市消防本部では、緊急の立入検査の実施に向けて準備を進め、対象物を当初はホテル等のうち300平方メートル以上の自動火災報知設備が必要な対象物を対象に考え、消防用設備等の機能が正常に維持管理できているかなどの防火管理体制について確認する必要があると考えました。さらに建築指導課との調整を図り結果的に小規模な対象物も含めることとなり、消防及び建築の両面からの立入検査を実施することとしました。立入検査の結果は、誘導灯の不点灯などハード面の不備もさることながら、消防法令に基づく遵守項目を承知できていないことに防火に関する意識の希薄さを感じてしまうこととなり、改めて事業者が消防法令の趣旨を分かりやすく説明をしていく必要があると考えさせられるものとなりました。

なお、冒頭のホテル火災についての記述の中で窓が塞がれている様子を述べましたが、消防法令では避難上又は消火活動上有効な開口部について規定しており、開口部の面積等が規定を満足できない場合は無窓階となり、消防用設備等の設置基準が厳しくなりますので注意が必要になります。

次に防火管理における思いを述べさせてもらうのですが、平成22年12月の予防行政のあり方に関する検討会の報告書では、昭和40年代から50年代にかけてデパートやホテルなどの大規模な事業所で多数の死傷者を伴う火災が発生し、消防法令の改正が重ねられ、近年では大規模な事業所における大火災の発生は見られなくなったが、一方で、比較的小規模な事業所や小規模福祉施設で多くの死傷者を伴う火災の発生が目立つ旨の記述があり、平成13年9月1日の新宿歌舞伎町の火災では44人もの死者が発生したのちにグループホーム等の火災が続くことになり、今回のホテル火災までの11年間に社会的影響の大きな火災が8件発生しています。これは単純計算で概ね1年5箇月に1回発生となってしまうことに心は穏やかではられない思いです。

昭和40年代後半に発生した千日デパートビル火災や大洋デパート火災は100人以上の死者を出してしまい、さらに昭和57年のホテルニュージャパンの火災が発生し、多くの人たちにとって衝撃的であったものと思います。現在の大規模施設の管理監督的な立場であろう50代の人たちにとっては鮮烈な記憶であり、消防法令に基づくソフト面・ハード面の重要性を十分に認識されているものと思います。一方、不透明な経済情勢や高齢化社会を迎えて、ネットカフェなど個室化する複雑多様な仕様の建築物やグループホームなど小規模福祉施設が出現しており、度重なる多数死傷者発生火災を受けて防火管理者の選任基準の拡大など消防法令の改正が行われてきたものの、盲点を突くように重大な火災が発生しています。事業の経営にとって、ぎりぎりの経営環境の厳しさにより、安全対策に振り向けなければならない利益の循環が途絶え、安全が見捨てられてしまっているのではないのでしょうか。目先の利益至上ではなく安全対策に投資することがトータル的に利益に結びつく概念を認識する必要があるものと思います。某格安航空会社の話では、事務所の経費に投資は不要、その分航空機の安全のために投資することが第一であるという発言が印象に残ります。安全が安心を呼び利益が生まれる循環が確保されていくものと考えていることが肝要であり、過去に安全軽視と思われる事故が発生する度に社会的な反省が促されるものの、年月の経過により風化してしまうのは人間の感性の限界なのかもしれませんが、初心忘れるべからずなのです。

※お知らせ

最後に小田原市消防本部及び足柄消防組合消防本部の広域化について本紙面をお借りしてお知らせいたします。かねてから県西地域の広域化を目指して協議を進めてきたところですが、小田原市消防本部は、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町から消防事務を受託することになり、平成25年3月31日から当市を含む2市5町の消防業務を行うこととなりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

業界通信

大規模震災におけるスプリンクラーの破損と水損被害について
～水損被害から財産を守る新しいスプリンクラー設備の提案～

ニッタン株式会社営業推進部

窪 寺 眞 孝

自動消火設備の代表格であるスプリンクラー設備は、大規模地震によりヘッドや配管が破損し、貯水槽の水を大量に放水するという事態が発生しています。

スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドが作動し、水を放出した場合の圧力低下を検出し、「自動」で消火用加圧ポンプが起動します。しかし、「火災発見による作動」と「破損等の漏水による作動」を区別することができません。「手動」でポンプ停止しない限り、貯水槽が空になるまで消火用水の放水を続けてしまいます。

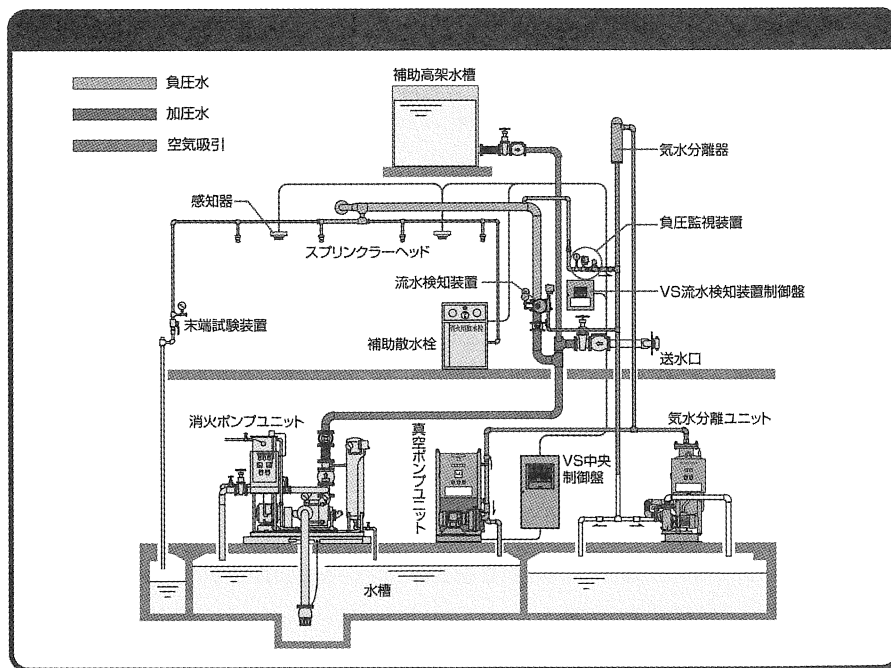
VS スプリンクラーのおすすめ

当社では大規模地震を含め、火災時以外でのヘッド破損や配管の破損による水損被害から財産を守る、負圧湿式予作動スプリンクラー設備「VS スプリンクラー」を開発し、広く提案しています。

「VS スプリンクラー」は、流水検知装置からスプリンクラーヘッドまでを負圧（※1）に保ち、衝撃等火災以外の原因でスプリンクラーヘッドが開放した場合には空気を吸込むことで漏水を防ぎます。真空ポンプ及び気水分離ユニットが自動起動し、長時間にわたり漏水を防止します。火災時（感知器作動時）には即時放水を開始し、すばやく消火します。

※1：負圧とは大気圧以下のマイナス値となる圧力状態

VS スプリンクラーの基本構成



通常のスプリンクラーと「VS スプリンクラー」のヘッド破損時動作比較

・通常のスプリンクラー

火災発生によりスプリンクラーヘッドが作動し、放水が開始されると同時に、消火ポンプが自動的に起動します。

ポンプの「自動」起動の判断は、

『火災発見による作動』と『破損等の漏水による作動』を区別できません。

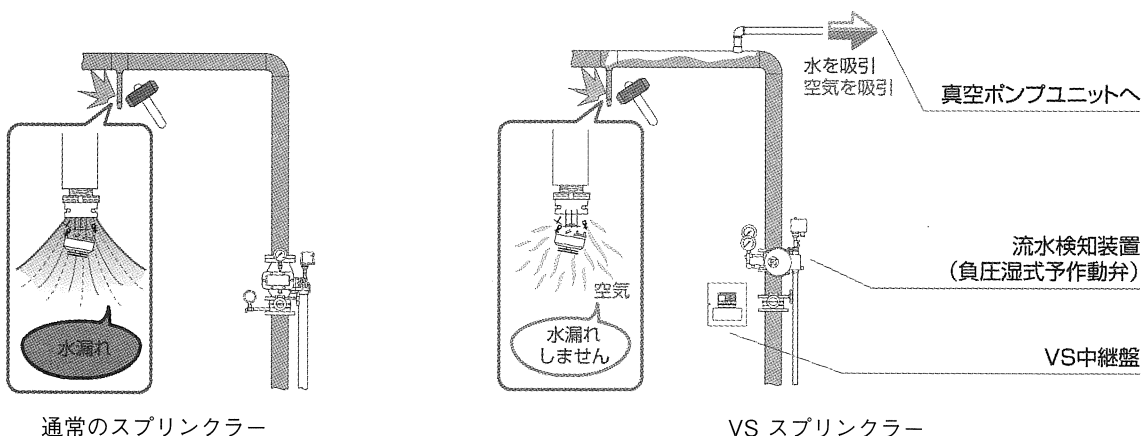
スプリンクラーヘッドや配管の破損も火災と判断され、消火ポンプが「自動」起動し、ポンプの運転を停止するか、制御弁を閉めるまで放水が続きます。

・「VS スプリンクラー」

流水検知装置からスプリンクラーヘッドまでを負圧に保ち、衝撃等でスプリンクラーヘッドが損傷（開放）した場合には、空気を吸い込むことで漏水を防ぎます。

火災時（感知器作動）には流水検知装置を開放、消火用加圧ポンプを起動し放水を行います。

消火用加圧ポンプ、真空ポンプ、気水分離ユニットを自動コントロールすることで漏水を防止し、且つスプリンクラー設備本来の消火性能を維持します。



既存の物件の更新（※2）や、ご希望のエリアに限定し「VS スプリンクラー」を採用することも可能です。

ニッタン株式会社は、高い消火性能はもちろん、水損被害も防ぐ商品を開発、販売することで、お客様の安全と大切な財産をお守りします。

※2：更新の可否は事前の調査が必要となります

平成24年度第1回理事会の概要

平成24年度第1回理事会及び評議員会を、平成24年5月24日（木）シルクセンター地下大会議室において開催しました。

当日は、午前中に評議員会を開催しました。理事会では、次の議案についてご審議いただき、議決承認されました。

- ・第1号議案 平成23年度事業報告について
- ・第2号議案 平成23年度収支決算報告について
- ・第3号議案 役員を選任について
- ・第4号議案 定款案について

平成23年度事業の実施結果概要

消防設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、(財)日本消防設備安全センターの委託を受けて実施しました。

種別	前期	中期	後期	申請者数	受講者数
1種	6/7～6/9	12/6～12/8	3/6～3/8	326	325
2種	6/14～6/16	12/13～12/15	3/13～3/15	320	320
計				646	645

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、または消防設備点検資格者再講習を受けた日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、(財)日本消防設備安全センターの委託を受けて実施しました。

種別	前期	中期	後期	申請者数	受講者数
1種	4/14・4/15	7/7・7/21	1/17	640	640
2種	4/21・4/22	7/8・7/22	1/18	616	616
計				1,256	1,256

神奈川県 消防設備会報

(3) 消防設備士講習

消防設備士の免状の交付を受けた日から2年以内、またはその講習を受けた日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/3・10/18 11/7・11/15	446	444
警報設備	10/4・10/13・10/19 11/8・11/16	846	835
避難・消火器	10/6・10/14・10/20 11/9・11/17	510	507
計		1,802	1,786

(4) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(社)電池工業会の委託を受けて実施しました。

・受講者数 145人 (12/1・12/2)

(5) 防火管理講習

防火管理者の資格を付与する講習で、(財)日本防火協会の委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理新規講習	5/12・13, 5/19・20, 5/26・27 6/20・21, 6/29・30, 7/12・13 8/4・5, 8/9・10, 9/7・8 10/27・28, 12/21・22, 1/24・25 2/9・10, 3/22・23	2,500	2,300
甲種防火管理再講習	9/15, 1/11, 2/7	141	138
防災管理新規講習	5/10, 6/17, 11/22	249	237
防火・防災管理講習	8/30・31, 9/29・30, 2/1・2 2/15・16, 3/1・2	732	698
計	25	3,622	3,373

(6) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び工事・整備等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	日 時	申請者数	受講者数
1 類	7/26・7/27	28	28
4 類	7/26・7/28	52	52
6 類	7/26・7/29	32	32
合 計		112	112

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

研修項目	研 修 日	協 力 事 業 所	申請者数	受講者数
		会 場		
消火器実技	7/1	宮田工業株式会社	24	24
		(同上) 研修室及び実験棟		
自火報実務	7/15	能美防災株式会社	69	63
		神奈川県電気工事会館		
計			93	87

2 普及啓発事業等

1 会員制度維持事業

講習会・研修会等の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、随時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAXニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行った。

消防設備会報（8月号及び新年号） 各600部

FAXニュース 年6回

2 消防用設備点検報告制度普及推進事業

(1) 消防用設備等点検済表示制度管理委員会

当協会では、平成8年7月から発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の37名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項につ

いて審議、運営している。

開催年月日：平成23年7月21日、平成24年2月10日

平成23年度は、昨年度に引き続き、公立施設における低価格入札に対する改善策について小委員会で検討し、神奈川県知事及び横浜市長に対し、再度要望書を提出するなどした結果、横浜市においては最低制限価格制度が導入されることになったほか、神奈川県においても労働関係法規遵守状況調査制度が導入されることとなった。

消防用設備等点検済表示制度管理委員会の小委員会は、次の8名で構成されている。

清水 廣司委員（小委員会委員長） 清水 健男委員 竹洞 勉委員
石田 正委員 木内 忠委員 一宮 英雄委員 工藤 修委員
相田 博委員

開催年月日：平成23年9月13日、10月18日、11月30日

平成24年2月10日、2月28日

また、点検推進指導員から付託された事項を公正に審議するため、新たに調整検討委員会を設置した。

消防用設備等点検済表示制度管理委員会の調整検討委員会は、次の6名で構成されている。

石黒 元徳委員 西山 茂委員 落合 俊雄委員 前田 純一委員
吉田 明委員 滝田 義明委員

開催年月日：平成23年8月26日、10月28日

平成24年2月28日

(2) 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行った。

(3) 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名

実施施設 105施設（うち小中学校46施設）

教育委員会からの依頼を受け、学校での保守点検時の立会を実施、低価格入札の実態を把握した。

(4) 表示登録会員等研修会

平成23年7月19日、12月25日

「点検及び報告制度の推進について」

(5) 消防設備業研修会

平成23年11月11日

「最近における予防行政の動向について」

講師 消防庁予防課 事務官 岡本 修一

(6)

① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」に防災情報を寄稿
規模等：毎月15日発行、発行部数2万部、期間 平成23年4月～24年3月号

② 「かながわ防災フェア2011」への参加
神奈川県主催の「かながわ防災フェア2011」に参加し、関係団体の協力を得て家庭用防災器材のコーナーを設け、展示、相談及び即売を行った。

平成23年度も、特に広報用ポスターの製作を支援し、参加者募集に尽力した。

・かながわ防災フェア2011

日 時 平成23年10月16日(日)
場 所 神奈川県総合防災センター
参加者数 1,715人



3 県民等への便宜等の提供

1 刊行物販売事業

(財)日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行った。

2 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告書制度に係る『防火基準点検済証』（42件）、『防火優良認定証』（41件）、『防火自主点検済証』（18件）、『防災基準点検済証』（2件）、『防火・防災基準点検済証』（2件）の頒布斡旋を行った。

23年度は、防火自主点検済証及び防災基準点検済証は増加したものの、防火基準点検済証、防火優良認定及び防火・防災基準点検済証は減となった。

4 各種会議の開催

1 理事会評議委員会

(1) 理事会

平成23年5月19日、平成23年6月6日、平成23年10月11日（書面評決）
平成24年3月21日

(2) 評議委員会

平成23年5月19日、平成23年6月6日、平成24年3月21日

2 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

(1) 神奈川県消防課との関係

- ・平成23年度神奈川県消防設備士講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の移牒や消防研究所・消防検定協会等関係団体から情報提供を受けた。

(2) 県内消防機関との関係

- ・消防法令に関する諸事項について指導を受けた。新宿歌舞伎町雑居ビル火災以降、平成13年から毎年定期的に県内消防本部の予防担当課長が一堂に会して、当協会との情報交換及び業務指導を仰いでいる。

日 時 平成23年7月21日(木)

場 所 シルクセンター会議室

参加者 県内市町消防(局)本部予防担当課長

(3) 財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・維持会員として安全センター事業に協力した。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施した。
- ・安全センター取扱保険(消防設備点検業者損害賠償保険、全国消防設備共済会)の加入促進及び事務事務の実施。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けた。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けた。
- ・全国消防設備共済会の委員として役員を派遣し、事業に協力した。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に出席し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行った。

(5) その他の関係機関との関係

- ・(財)川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣した。

— 役員 の 改 選 —

平成24年度第1回理事会、評議員会において、人事異動等に伴う理事・評議員の補欠選任が行われました。7月現在の理事・監事・評議員については名簿のとおりです。

(財)神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成24年7月 業種別理事・監事 氏名は50音順、敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属 ・ 会 社 名
理 事 長	消防用設備・機器	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン
副 理 事 長	消 防 機 関	福 井 昭 久	川 崎 市 消 防 局
〃	電 気 設 備	山 口 宏	株 式 会 社 共 栄 社
〃	管 工 事 ・ 空 調	佐々木 靖 太	太 建 工 業 株 式 会 社
理 事	消 防 機 関	荒 井 守	横 浜 市 消 防 局
〃	〃	大 谷 喜 郎	相 模 原 市 消 防 局
〃	〃	牛 尾 修 一	横 須 賀 市 消 防 局
〃	〃	太 田 登	茅ヶ崎市消防本部
〃	〃	鈴 木 元	小 田 原 市 消 防 本 部
〃	〃	平 野 正 雄	綾 瀬 市 消 防 本 部
〃	消防用設備・機器	石 田 正	株 式 会 社 ア ト ラ ス
〃	〃	相 澤 輝 幸	ニッタン株式会社横浜支店
〃	〃	小 倉 龍 彦	宮 田 工 業 株 式 会 社
〃	〃	佐 野 啓 治	ホーチキ株式会社横浜支店
〃	〃	清 水 健 男	ニッショウ機器株式会社
〃	〃	竹 洞 勉	株 式 会 社 東 弘 商 会
〃	〃	原 祐 二	能美防災株式会社横浜支社
〃	電 気 設 備	十八日 義 雄	トヨオカ電気株式会社
〃	〃	名 取 隆 司	ナトリ電設株式会社
〃	管 工 事 ・ 空 調	川 本 守 彦	川 本 工 業 株 式 会 社
〃	〃	金 子 繁 夫	株 式 会 社 金 子 工 業 所
〃	学 識 経 験	石 部 裕 通	社団法人神奈川県経営者協会
〃	公 社 ・ 協 会	福 元 幸 徳	(財)川崎市消防防災指導公社
常 務 理 事	〃	相 田 博	(財)神奈川県消防設備安全協会
監 事	消防用設備・機器	河 本 俊 二	株 式 会 社 河 本 総 合 防 災
〃	電 気 設 備	座喜味 正 裕	神 奈 川 県 電 気 工 事 工 業 組 合
顧 問	消防用設備・機器	黒 澤 貞 夫	相 日 防 災 株 式 会 社

(財)神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成24年7月 業種別評議員 氏名は50音順、敬称略)

区分	氏名	所属・会社名
消防機関	西川 浩二	横浜市消防局
〃	酒井 浩三	川崎市消防局
〃	早川 哲志	相模原市消防局
〃	内田 知久	横須賀市消防局
〃	伊藤 文雄	藤沢市消防本部
〃	佐藤 孝之	鎌倉市消防本部
〃	長谷川 幹雄	小田原市消防本部
〃	鯨井 久生	茅ヶ崎市消防本部
〃	荻山 保	厚木市消防本部
〃	畑山 勉	綾瀬市消防本部
消防用設備・機器	石井 修	有限会社ボーサイメッセ
〃	一宮 英雄	東京消設株式会社
〃	鎌田 穎作	株式会社カマタ興業
〃	木内 忠	共栄防災設備株式会社
〃	工藤 修	株式会社赤塚防災設備
〃	清水 廣司	株式会社清水商工
〃	砂田 忠和	防災プロジェクト有限会社
〃	武富 卓男	清新防災株式会社
〃	一寸木 彰	大東総合防災株式会社
〃	中山 悦義	株式会社中山防災
〃	野村 明弘	株式会社渡辺武商店湘南支店
〃	見上 宣明	株式会社見上防災設備
〃	森 克敏	森防災有限会社
電気設備	青 博孝	向栄電気工業株式会社
〃	岡田 修二	株式会社岡田電設
〃	松田 茂	株式会社江電社
〃	真崎 和秋	真崎電工株式会社
管工事・空調	小堀 創	興和工業株式会社
〃	森川 純臣	神奈川県管工事協同組合連合会
〃	大橋 康弘	(社)神奈川県空調衛生工業会
学識経験	栗田 敏彦	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会
〃	藤倉 秀明	大和市教育委員会教育研究所
〃	藤田 栄二	三菱重工業株式会社原動機事業本部横浜製作所総務部
〃	倉田 雅史	社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会

平成24年度事業の概要

平成24年3月21日（水）の「平成23年度第4回理事会」において承認された平成24年度事業の概要をお知らせいたします。

◎ 各種講習事業

平成24年度の講習会事業につきましては、8月までに終了している講習もありますが、年間を通じての講習日程は次のとおりです。

講習名	時期	規模	場所	概要
消防設備点検資格者講習	6月 12月 3月	690	神奈川県電気工事会館	(財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種の資格付与講習
消防設備点検資格者再講習	5月 7月 1月	1,250	神奈川県電気工事会館	(財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種 免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士講習	10～ 11月	全類 2,200	かながわ労働プラザ他	県知事から受託 免状取得後最初の4月1日から2年以内、講習受講後最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士受験準備講習	7月	1,4,6類 210	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備士試験受験のための準備講習
蓄電池設備整備資格者講習	12月	100	神奈川県電気工事会館	(社)電池工業会から受託 蓄電池設備整備資格付与のための講習
防火・防災管理講習	年間	3,300	ヴェルクよこすか他	(財)日本防火協会から受託 甲種防火管理者の資格の付与及び再講習。防災管理者の資格の付与講習
消防設備関係実技研修会	9月	20	宮田工業(株)	協会の自主事業 消防用設備点検者対象に、消火器の研修
消防設備関係実務研修会	9月	100	神奈川県電気工事会館	協会の自主事業 消防用設備点検者対象に、自動火災報知設備の研修

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等のそれぞれ対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・協会事業のお知らせ、消防法改正、通知・通達等
- ・1月、8月に発行
- ・会員対象

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会及び神奈川県社会福祉協議会発行の会報に点検報告制度等について寄稿する。
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加
- ・県民、防火対象物関係者対象

(3) FAXニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達
- ・適宜(年8回程度)発行
- ・会員対象

(4) ホームページでの情報提供

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ
- ・定期更新による情報提供
- ・県民、会員、防火対象物関係者対象
<<http://www.02-ksk.or.jp>>

(5) パンフレット等の配付

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等
- ・各種講習会・研修会で配付、消防機関を通じて配付、各種行事で配付
- ・県民、防火対象物関係者対象

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連絡調整事業

(1) 神奈川県安全防災局危機管理部消防課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習について受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の適宜指導を仰ぐとともに、緊密に連携をして、実効ある事業の推進に努めていきます。
- ・県下消防機関に対し、普及啓発資料及び資器材等について支援を行います。

(3) (財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会について受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・安全センター各種保険の事務の取扱を行います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業の推進を行います。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、貢献した事業所及び従業員に対し第12回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等頒布斡旋を行います。

平成23年度消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(平成23年8月28日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	33	23	10	69.7%	5	18	21.7%
	第1類	221	157	64	71.0%	29	128	18.5%
	第2類	78	64	14	82.1%	20	44	31.3%
	第3類	71	53	18	74.6%	22	31	41.5%
	第4類	389	280	109	72.0%	59	221	21.1%
	第5類	77	50	27	64.9%	17	33	34.0%
	小計	869	627	242	72.2%	152	475	24.2%
乙種	第1類	70	49	21	70.0%	16	33	32.7%
	第2類	17	15	2	88.2%	7	8	46.7%
	第3類	19	16	3	84.2%	5	11	31.3%
	第4類	270	191	79	70.7%	73	118	38.2%
	第5類	34	29	5	85.3%	18	11	62.1%
	第6類	374	275	99	73.5%	97	178	35.3%
	第7類	86	69	17	80.2%	41	28	59.4%
	小計	870	644	226	74.0%	257	387	39.9%
合計	1,739	1,271	468	73.1%	409	862	32.2%	

第2回

(平成24年3月11日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	56	49	7	87.5%	10	39	20.4%
	第1類	177	120	57	67.8%	45	75	37.5%
	第2類	56	46	10	82.1%	9	37	19.6%
	第3類	59	40	19	67.8%	17	23	42.5%
	第4類	402	277	125	68.9%	131	146	47.3%
	第5類	67	47	20	70.1%	15	32	31.9%
	小計	817	579	238	70.9%	227	352	39.2%
乙種	第1類	75	54	21	72.0%	23	31	42.6%
	第2類	18	14	4	77.8%	3	11	21.4%
	第3類	25	19	6	76.0%	8	11	42.1%
	第4類	382	279	103	73.0%	107	172	38.4%
	第5類	30	28	2	93.3%	6	22	21.4%
	第6類	530	418	112	78.9%	182	236	43.5%
	第7類	191	169	22	88.5%	125	44	74.0%
	小計	1,251	981	270	78.4%	454	527	46.3%
合計	2,068	1,560	508	75.4%	681	879	43.7%	

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(平成23年6月12日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種		478	413	65	86.4%	148	265	35.8%
乙種	第1類	113	104	9	92.0%	77	27	74.0%
	第2類	116	113	3	97.4%	88	25	77.9%
	第3類	137	134	3	97.8%	102	32	76.1%
	第4類	1,303	1,150	153	88.3%	436	714	37.9%
	第5類	145	139	6	95.9%	104	35	74.8%
	第6類	102	94	8	92.2%	66	28	70.2%
	小計	1,916	1,734	182	90.5%	873	861	50.3%
丙種		74	71	3	95.9%	54	17	76.1%
合計		2,468	2,218	250	89.9%	1,075	1,143	48.5%

第2回

(平成23年8月28日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
乙種 第4類		1,583	1,375	208	86.9%	560	815	40.7%

第3回

(平成23年11月13日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種		691	632	59	91.5%	255	377	40.3%
乙種	第1類	118	109	9	92.4%	91	18	83.5%
	第2類	138	129	9	93.5%	101	28	78.3%
	第3類	153	146	7	95.4%	114	32	78.1%
	第4類	1,890	1,700	190	89.9%	737	963	43.4%
	第5類	159	143	16	89.9%	119	24	83.2%
	第6類	145	138	7	95.2%	112	26	81.2%
	小計	2,603	2,365	238	90.9%	1,274	1,091	53.9%
丙種		195	181	14	92.8%	144	37	79.6%
合計		3,489	3,178	311	91.1%	1,673	1,505	52.6%

第4回

(平成24年2月19日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種		583	504	79	86.4%	185	319	36.7%
乙種	第1類	124	113	11	91.1%	85	28	75.2%
	第2類	123	116	7	94.3%	97	19	83.6%
	第3類	181	174	7	96.1%	133	41	76.4%
	第4類	1,609	1,357	252	84.3%	620	737	45.7%
	第5類	179	169	10	94.4%	129	40	76.3%
	第6類	160	155	5	96.9%	121	34	78.1%
	小計	2,376	2,084	292	87.7%	1,185	899	56.9%
丙種		86	78	8	90.7%	59	19	75.6%
合計		3,045	2,666	379	87.6%	1,429	1,237	53.6%

点検現場からの報告

医療法人社団 景翠会 金沢病院グループ 介護老人保健施設ふるさと

事務長・理事 藤原俊明

医療法人社団 景翠会（けいすいかい）は、横浜市金沢区を中心に保健・医療・福祉という多様なサポートをすべく、病院・介護老人保健施設・健診事業・在宅事業のサービスを営んでおります。当法人の二つある介護老人保健施設のうち、「介護老人保健施設ふるさと」は多床室92床と、8名の方を1単位（ユニット）の家族と考える個室が48床あります。満床時の入所者数は140人で（2F・3F・4F）、通所リハビリテーション（デイケア、定員50名、1F）も併せて、4階建て（BFあり）の施設です。八景島シーパラダイスがすぐ近くにある目の前が海という環境です。

平成16年10月の開設時と比べ、車椅子ご使用の方も増え、自立困難な方も増えました。夜間時は、夜警・少数の夜勤者のみのため、140人（満床時）を誘導する困難さからも、火災はとても危険な事故といえます。平成22年5月から、事務長兼防火管理者として勤務しておりますが、当初は禁煙意識の徹底から始めました。新卒・中途入職の職員も、年2回の消防訓練になるべく参加してもらうようにしています。

消防訓練時には、設備点検を委託している業者さんに手伝ってもらっています。少し前からは、経験豊富な点検指導員の方々にも立ち会ってもらっております。偶然ですが、防火管理者講習を受けた時の講師の一人がその点検指導員の方でした。訓練時は、いざという時のために悪い点が出たほうがよいのですが、円滑にこなしたいという気持ちからか、いつもドキドキしてしまいます。

小生自身の恥をさらすと、海のそばの自宅マンションから電気配線による火災警報が点滅しているとの連絡があり、自宅に戻って該当箇所を探しました。電気ポット・ガススイッチを止めてから外出しており、見当がつかないまま、結局専門業者さんに来てもらいました。何とドアホンのスイッチの片方が塩害のため切れたためとわかりました。防火管理者としてまだまだ勉強不足だと痛感した次第です。

余談ついでですが、昨年東日本大震災の前に金沢消防署による立会い検査が3月7日にあり、各階食堂リビングの冷蔵庫等は地震に対する転倒防止措置を行うこと、という指導を受け、早速冷蔵庫の転倒防止を地震発生前に行うことが出来ました。

発生する前は予防を、発生後は減災を心がけながら、立会い検査・消防訓練で不足を確認し、一つ一つ改善し、積み上げていく。

そのためにも訓練を大切なものとし、点検指導員の方含めて諸先輩方に今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

——点検済表示制度の推進キャンペーン——
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成23年度ラベル交付枚数は900,010枚で前年度より60,000枚の減少です。従って、当協会の運営状況も厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえこの制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成24年度この制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いいたします。

点検済表示登録会員数

区 分	平成23年 3月末会員数	平成24年 3月末会員数
1号表示会員	255	255
2号表示会員	13	14
合 計	268	269

——消火器用——



——消火器以外の設備用——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(平成24年4月 敬称略)

職名	氏名	所属	役職
委員長	西川 浩二	横浜市消防局	査察課長
副委員長	早川 哲志	相模原市消防局	参事兼予防課長
〃	酒井 浩三	川崎市消防局	査察課長
委員	内田 知久	横須賀市消防局	予防課長
〃	伊藤 文雄	藤沢市消防本部	参事兼予防課長
〃	三野 末三夫	平塚市消防本部	予防課長
〃	佐藤 孝之	鎌倉市消防本部	予防課長
〃	長谷川 幹雄	小田原市消防本部	予防課長
〃	鯨井 久生	茅ヶ崎市消防本部	予防課長
〃	佐藤 靖	逗子市消防本部	消防予防課長
〃	杉野 睦	三浦市消防本部	予防課長
〃	萩山 保	厚木市消防本部	予防課長
〃	萩野谷 公一	大和市消防本部	予防課長
〃	高橋 豊	秦野市消防本部	予防課長
〃	臼井 清	伊勢原市消防本部	予防課長
〃	浜川 洋平	座間市消防本部	次長兼予防課長
〃	宮台 健治	海老名市消防本部	予防課長
〃	金子 秀雄	足柄消防組合消防本部	予防課長
〃	畑山 勉	綾瀬市消防本部	予防課長
〃	相田 輝幸	大磯町消防本部	消防次長兼消防総務課長
〃	村田 秀憲	葉山町消防本部	消防総務課長
〃	室伏 郁夫	湯河原町消防本部	警防課長
〃	伊興 田実	箱根町消防本部	予防課長
〃	小沢 信行	寒川町消防本部	予防課長
〃	小熊 朗	二宮町消防本部	消防課長
〃	中村 武司	愛川町消防本部	消防防災課長
〃	池田 雅晴	JFEスチール(株)東日本製鉄所	京浜環境防災室長
〃	赤澤 邦男	能美防災(株)横浜支社	CSサービス課長
〃	西山 有一	宮田工業(株)首都圏事業所	所長
〃	清水 廣司	(株)清水商工	代表取締役
〃	清水 健男	ニッショウ機器(株)	代表取締役
〃	竹洞 勉	(株)東弘商会	代表取締役
〃	工藤 修	(株)赤塚防災設備	代表取締役
〃	木内 忠	共栄防災設備(株)	代表取締役
〃	一宮 英雄	東京消設(株)	代表取締役
〃	相田 博	(財)神奈川県消防設備安全協会	常務理事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証 防火自主点検済証
防災基準点検済証 防火・防災基準点検済証
防災優良認定証 防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰 則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰 則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

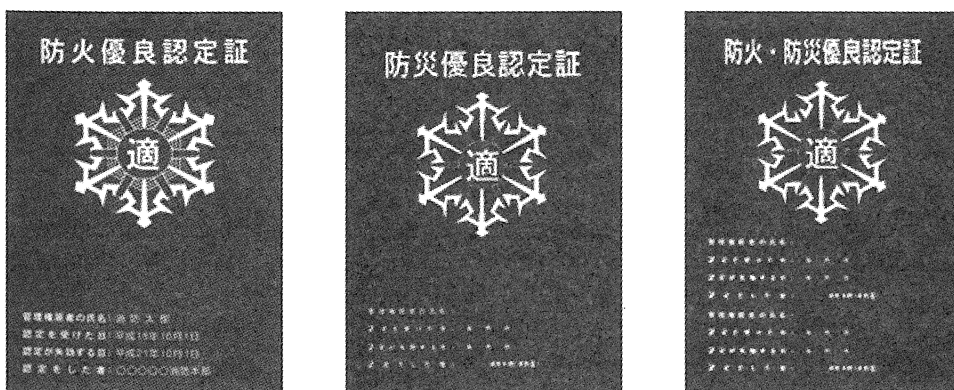
防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（H24.6.1から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（H24.6.1から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■防火自主点検済証

◆防火自主点検制度

従来の“適マーク制度”の対象であった旅館ホテル等のうち、防火対象物定期点検制度の適用対象外となったものについて、点検済みの表示を希望する場合には、自主的に点検をし、その結果を消防機関に報告し、消防法令違反がなければ防火自主点検済証(1年ごとに更新)を表示できます。



防火対象物点検資格者による点検の場合はこのマークが添付された表示(左側の表示)となります。

■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準済証、防火自主点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様 ([1]~[9]の説明)		価格
防火基準点検済証	A=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[1]	[1]=厚4mm・重380g・文字プレート差込式	3,150円
	B1=壁掛式(額縁込)	[2]	[2]=厚3mm・重610g・文字刻印式	5,250円
	B2=B1の額縁不要のもの	[3]	[3]=厚3mm・重230g・文字刻印式	3,570円
	N=壁貼付式	[4]	[4]=厚1mm・重110g・文字シール式・塩ビ	1,500円
防火優良認定証	L=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]	[5]=厚3mm・重280g・文字刻印式	3,700円
	M1=壁掛式(額縁込)	[2]	[6]=厚5mm・重380g・文字プレート差込式	5,700円
	M2=M1の額縁不要のもの	[3]	(資格者点検証あり)	3,700円
防災基準点検済証	J=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]	[7]=[6]と同じ(資格者点検証なし)	3,700円
	J1=壁掛式(額縁込)	[2]	[8]=縦5.5cm・横20cm	5,700円
	J2=J1の額縁不要のもの	[3]	[9]=縦4cm・横17.5cm	3,700円
防火・防災	O=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]		3,700円
基準点検済証	P1=壁掛式(額縁込)	[2]		5,700円
	P2=P1の額縁不要のもの	[3]		3,700円
防災優良認定証	Q=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]		3,700円
	R1=壁掛式(額縁込)	[2]		5,700円
	R2=R1の額縁不要のもの	[3]		3,700円
防火・防災優良認定証	X=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]		3,700円
	Y1=壁掛式(額縁込)	[2]		5,700円
	Y2=Y1の額縁不要のもの	[3]		3,700円
防火自主点検済証	F=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[6]		3,150円
	G=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[7]		
文字プレート	H=A用	[8]		800円
	H=F・G用	[9]		

備考

1. サイズ: A4(縦297mm 横210mm)/F・Gは210mm×210mm)
2. 材質: 表面=透明アクリル、背面=塩化ビニール(N=透明塩化ビニール)
3. 価格: 文字記入の費用及び消費税が含まれています。
4. 送料: 別途必要です(文字プレート(H)のみ購入時は無料)。
5. B1・M1・J1・P1・R1・Y1: 額縁とセットとなっています。
6. B2・M2・J2・P2・R2・Y2: 手持ちの額縁がある場合にご利用ください。

7. 壁掛式: 背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。壁貼付式: 裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。スタンド式: 裏面にスタンド用の脚が付いています。
8. A・F・G: 文字の部分がプレート差込式(文字プレート(H)を使用)となっています。
9. H: 1年ごと更新時にご利用ください(初回購入時は本体に含まれています)。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

⇒防火基準点検済証、防火自主点検済証・・・・・・・・様式1 + 別紙1 + 必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2 + 別紙2 + 必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・様式3 + 別紙3 + 必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・・・様式4 + 別紙4 + 必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法および送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会から請求書を送付します。

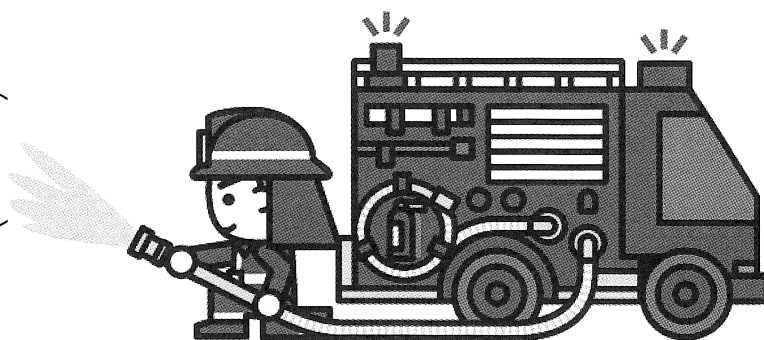
送料については、お問合わせ下さい。

申込用紙：当協会のホームページよりダウンロードして下さい。

U R L : <http://www.02-ksk.or.jp>

— 2012年度全国統一防火標語 —

消すまでは
出ない行かない
離れない



〈平成23年12月以降の主な通知〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第450号 消防危第276号	12月7日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	型式承認の失効に伴う消化器の取扱いについて
消防予第500号	12月28日	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の事業者の決定及び協議要領について
消防予第14号	1月27日	消防庁予防課長	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について
消防予第30号	1月31日	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る協議要領の細目について
消防予第52号	2月14日	消防庁予防課長	防火対象物等の「管理について権原を有する者」について
消防予第125号	3月27日	消防庁次長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）
消防予第126号	3月27日	消防庁予防課長	パッケージ型自動消火設備の設置及び繊維に関する技術上の基準を定める件の一部を改正する件等の公布について（通知）
消防予第127号	3月27日	消防庁予防課長	消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について（通知）
消防予第119号	3月27日	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について
消防予第129号	3月30日	消防庁予防課長	アーケードに添架する装飾等について建築基準法第44条の規定に基づく許可の運用について（情報提供）
消防予第130号	3月30日	消防庁予防課長	構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について
消防予第153号	4月27日	消防庁予防課長	「火災予防条例（例）中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について
消防予第163号	4月27日	消防庁予防課長	改正火災予防条例（例）の運用について（通知）
消防予第181号	5月14日	消防庁予防課長	ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について
消防予第188号	5月16日	消防庁予防課長	ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について
消防予第189号	5月17日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率調査について
消防予第216号	6月8日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器設置対策基本方針に基づく各種施策等の推進状況調査について
消防予第253号	6月27日	消防庁長官	消防法の一部を改正する法律の公布について

(財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(財)神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所		
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名		注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト						
1101	消防用設備六法			1,900		
1111	電気と機械の基礎知識			730		
1410	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用		1,040		
1411		第4・7類用		760		
1421		第5・6類用		690		
1431	消防設備等基本テキスト	消火設備編		2,860		
1441		警報設備編		2,950		
1451		避難・消火器編		2,330		
1461	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編		2,500		
1471		第1類		2,400		
1481		第4類		2,400		
1491		第6類		2,200		
一般参考図書						
1301	消防予防小六法			5,000		
1311	機械器具等型式失効一覧			改訂中		入荷未定
1321	消防用設備等点検実務必携			3,880		
1331	消防用設備等試験実務必携			3,600		
1372	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,500		
合計			部			

TEL 045-201-1908

FAX 045-212-0971

振込み銀行 横浜銀行 本店

普通預金：0093790

口座名義：(財)神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便（送料着払い）にて発送いたします。

新規会員のご紹介

協会会員（敬称略）

（平成24年1月以降）

入会月日	種別	事業所名	代表者	所在地
24年5月	正会員	(有)実電設備	鈴木 実	横浜市
24年5月	正会員	(有)かもめ設備	橋本 広治	横浜市
24年6月	正会員	(有)大井設備	門川 典弘	小田原市
24年8月	正会員	K防災(株)	米山 信彦	藤沢市
24年9月	賛助会員	社団法人神奈川県経営者協会	小俣 一夫	横浜市

表示登録会員（敬称略）

（平成24年1月以降）

入会月日	種別	事業所名	代表者	所在地
24年5月	1号表示会員	(有)実電設備	鈴木 実	横浜市
24年5月	1号表示会員	(有)かもめ設備	橋本 広治	横浜市
24年6月	1号表示会員	(有)大井設備	門川 典弘	小田原市
24年8月	1号表示会員	K防災(株)	米山 信彦	藤沢市

編集後記

茨城県の協会では、ISO9001のグループ認証を推進しているという。横浜市の最低制限価格の導入により、入札価格は、昨年のお3倍になった。当然表示登録会員は、点検済票を使用し、全国共通の制度の普及に協力してくれると思った。しかし、既存の他の点検済票の魔力は強力で、あるうちは、それを使うという。安いからと言って、使用をやめない何かと同じである。

横浜市当局は、重大な決意を持って保守点検業務委託を見つめている。最低制限価格の導入は、それに見合った成果が求められており、そのために当協会にも、施設管理者の研修の講師の依頼があったのであろう。

しかし、落札した、業者の方々の意識は、甘いように思う。また、表示登録会員の不適切な点検実態の報告があった。グループ認証が必要ではないか。やんぬるかなである。

常務理事兼事務局長 相田 博

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点検立会の依頼

* 点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点検立会確認書

* 保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

* 保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲載・広報

* 保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

* 防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>